

4. 中間・事後評価基準の見直し

(案)

第12回委員会での指摘

○第12回プロジェクト選定評価委員会において、中間・事後評価基準の妥当性について以下の指摘があった。

- ①「プロジェクトリーダーの主観的な採点だけでなく、採点根拠の記述を求めてはどうか」
- ②「“実装”のとらまえ方に個人差があるのではないか」
- ③「プロジェクトに参画している行政側で評価する事も考えられる」

中間・事後評価基準の見直し案

【中間・事後評価基準の見直しについて】

○主な見直し内容

- 1)標準的な研究成果が得られた場合にa評価となるよう各評価項目の評価ランクを見直した。
- 2)「自己評価」から「総合評価」は対象外とし、各項目評価の結果を総合して事務局により、「総合評価(案)」を記入する事とした。
- 3)「Ⅲ.プロジェクト成果」の評価のうち、「実装に向けての成果や課題抽出」の有無については行政側による評価項目とした。

中間・事後評価基準の見直し案

○研究成果評価基準の見直し

【現行『研究成果評価基準』】

◆中間評価

・以下の評価基準項目を総合的に判断

- A:非常に優れたプロジェクトであった。
- B:優れたプロジェクトであった。
- C:条件付で評価できる(委託費の減額等)。
- D:優れたプロジェクトではなかった(プロジェクトの打ち切り)。

【改定案『研究成果総合評価基準』】

◆中間評価

・**中間評価表の評価**項目を総合的に判断

- S:非常に優れたプロジェクトであった。
- A:優れたプロジェクトであった。
- B:条件付で評価できる(**委託費の減額等**)。
- C:優れたプロジェクトではなかった(プロジェクトの打ち切り)。

◆事後評価

・以下の評価基準項目を総合的に判断

- A:プロジェクトの目的は達成され、十分な研究成果があった。
- B:プロジェクトの目的は概ね達成され、研究成果があった。
- C:一定の研究成果があった。
- D:研究成果があったとは言い難い。

◆事後評価

・**事後評価表の評価**項目を総合的に判断

- S:プロジェクトの目的が**計画以上に**達成され、十分な研究成果があった。
- A:プロジェクトの目的は**達成され**、研究成果があった。
- B:**プロジェクトの目的が部分的に**達成され、一定の研究成果があった。
- C:研究成果があったとは言い難い。

中間・事後評価基準の見直し案

○中間評価(自己評価)の評価基準の見直し

【現行『自己評価基準(中間評価)』】

総合評価 ・以下の評価基準項目を総合的に評価。	A:非常に優れたプロジェクトであった。 B:優れたプロジェクトであった。 C:条件付で評価できる(委託費の減額等)。 D:優れたプロジェクトではなかった(プロジェクトの打ち切り)。
I.目標達成度 ・プロジェクト当初の計画どおり進捗することができたか。	a:計画を上回る進捗であった。 b:計画どおりの進捗であった。 c:計画まで進捗しなかった。
II.プロジェクト実施体制 ・会議の開催、研究費の使途、産学官による研究体制の確立を適切に実施できたか。	a:全て適切であった。 b:一部適切でなかった。 c:全て不適切であった。
III.プロジェクト成果 ・中間成果は、既存の技術と比べて技術革新の推進が見込まれるか。また実装を見据えた研究が取り組まれていたか。	a:既存技術と比べて技術革新の推進が見込まれており、なおかつ実装に向けての成果や課題抽出があった。 b:既存技術と比べて技術革新の推進が見込まれている、あるいは実装に向けての成果や課題抽出があった。 c:既存技術と比べ技術革新の推進が見込めない、なおかつ実装に向けた進捗がなかった。

【改定案『自己評価基準(中間評価)』】

「総合評価」は自己評価の対象としない
 「総合評価」は、下記の評価項目Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの評価を基に事務局で別添「中間・事後評価における総合評価の判定の目安(内部資料)」により判定(案)を記入し、委員会で承認を得るものとする

I.目標達成度 ・プロジェクト当初の計画どおり進捗することができたか。	s:計画を上回る進捗であった。 a:計画どおりの進捗であった。 b:計画まで進捗しなかった。
II.プロジェクト実施体制 ・会議の開催、研究費の使途、産学官による研究体制の確立を適切に実施できたか。	s:— a:全て適切であった b:一部適切でなかった
III.プロジェクト成果 ・中間成果は、既存の技術と比べて技術革新の推進が見込まれるか。また実装を見据えた研究が取り組まれていたか。	s:下記2項目に該当した場合 a:下記の内1項目に該当した場合 b:下記2項目とも該当しなかった場合 ※項目1はプロジェクトリーダーが、項目2は整備局メンバーが記入する ○項目1:既存技術と比べ、技術革新の推進の見込みはあるか ○項目2:実装に向けての成果や課題抽出があつたか

中間・事後評価基準の見直し案

○事後評価(自己評価)の評価基準の見直し

【現行『自己評価基準(事後評価)』】

総合評価 ・以下の評価基準項目を総合的に評価。	A:プロジェクトの目的は達成され、十分な研究成果があった。 B:プロジェクトの目的は概ね達成され、研究成果があった。 C:一定の研究成果があった。 D:研究成果があったとは言い難い。
I.目標達成度 ・プロジェクト当初の計画どおり進捗することができたか。	a:目標を上回る成果であった。 b:目標を達成した。 c:目標を達成しなかった。
II.プロジェクト実施体制 ・会議の開催、研究費の使途、産学官による研究体制の確立を適切に実施できたか。	a:全て適切であった。 b:一部適切でなかった。 c:全て不適切であった。
III.プロジェクト成果 ・最終的な研究成果は既存の技術と比べて技術革新を推進することができたか。また実装に向けてプロジェクト成果の活用がなされているか。	a:既存技術と比べて技術革新が推進されることが実証され、なおかつ実装へ導入済(もしくは導入の目処がある状況)である。 b:既存技術と比べて技術革新が推進されることが実証され、あるいは実装へ導入済(もしくは導入の目処がある状況)である。 c:既存技術と比べ技術革新がされていない、なおかつ実装への導入が見込めない。

【改定案『自己評価基準(事後評価)』】

「総合評価」は自己評価の対象としない
 「総合評価」は、下記の評価項目Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの評価を基に事務局で別添「中間・事後評価における総合評価の判定の目安(内部資料)」により判定(案)を記入し、委員会で承認を得るものとする

I.目標達成度 ・プロジェクト当初の計画どおり進捗することができたか。	s:目標を上回る成果であった。 a:目標を達成した。 b:目標を達成しなかった。
II.プロジェクト実施体制 ・会議の開催、研究費の使途、産学官による研究体制の確立を適切に実施できたか。	s: a:全て適切であった b:一部適切でなかった
III.プロジェクト成果 ・中間成果は、既存の技術と比べて技術革新の推進が見込まれるか。また実装を見据えた研究が取り組まれていたか。	s:下記2項目に該当した場合 a:下記の内1項目に該当した場合 b:下記2項目とも該当しなかった場合 ※項目1はプロジェクトリーダーが、項目2は整備局メンバーが記入する ○項目1:既存技術と比べ、技術革新の推進が実証された ○項目2:実装へ導入済みもしくは導入の目処がある